

平成20年2月21日判決言渡

平成17年(行ケ)第10506号 審決取消請求事件

【本件発明】

【請求項1】「石英ガラスからなる放電容器の内部に誘電体バリア放電によってエキシマ分子を形成する放電用ガスが充填され、この放電容器の少なくとも一部に光透過性部分が形成されている誘電体バリア放電ランプにおいて、前記光透過性部分における非水素結合性OH基の割合が、全体のOH基に対して、0.36以下であることを特徴とする誘電体バリア放電ランプ。」

【請求項2】「誘電体バリア放電により放電容器内にエキシマが生成されて紫外線が放出される誘電体バリア放電ランプと、この誘電体バリア放電ランプを収納し、誘電体バリア放電ランプからの紫外線を取り出す窓部材よりなる照射装置において、前記窓部材は、石英ガラスよりなり非水素結合性OH基の割合が全体のOH基に対して、0.36以下であることを特徴とする照射装置。」

【相違点】

イ 相違点1

前者が、「石英ガラスからなる放電容器の内部に誘電体バリア放電によってエキシマ分子を形成する放電用ガスが充填され、この放電容器の少なくとも一部に光透過性部分が形成されている誘電体バリア放電ランプ」であるのに対し、後者にはこのような誘電体バリア放電ランプの構成が示されていない点。

ウ 相違点2

石英ガラスに含まれる非水素結合性OH基の割合に関し、前者が0.36以下としているのに対し、後者は0.48程度であって、0.36以下という条件を満たしていない点。

【審決】

相違点2については、本件発明1ないし本件発明2は、紫外線によるダメージを軽減するために石英ガラスに含ませるOH基の含有量が多くなるとOH基自体による紫外線吸収によって早期に所望の放射量が得られなくなるという問題を解決することを技術的課題として、石英ガラス中の特定OH基の濃度が0.36より小さいという構成を採用し、これにより真空紫外光の石英ガラス自身による吸収を良好に抑えるとともに、紫外線照射によるダメージを軽減することができるという作用効果を奏するところ、石英ガラス F310 発明は、特定OH基の濃度が本件発明1ないし本件発明2と異なり、石英ガラスに含まれる特定OH基の割合を0.36以下とした点の上記意義を示唆するものではなく、この点が公然知られたものであるとも公然実施されていたともいえないから、当業者が容易に想到し得たものとする事はできないと判断した（審決書23頁19行～下から8行、24頁下から7行～同5行）。

【裁判所の判断】

当裁判所は、審決の理由中、原告主張の取消事由1〔公知技術に係る認定の誤り〕と原告主張の取消事由2〔相違点2の容易想到性判断の誤り〕の(1)（25時間点灯することによって本件発明に係る技術に至ることの容易性）については誤りがないと判断するが、取消事由2の(2)（特定OH基割合の数値の意義との関係）については誤りがあると判断する。

[理由 1]

本件明細書の特許請求の範囲の請求項 1 及び 2 においては、放出される光の波長について何ら記載がない。また、発明の詳細な説明欄には、本件発明において、特定OH基の割合を特定するに当たり、透過率をみる波長として図 4 に示される 160 nm に着目することにより何らかの意義があることを示した記載を見いだすことはできないし、160 nm 以外の波長について、特定OH基の割合を低下させれば、図 4 記載のように透過率が大きくなるとする根拠を見いだすこともできない。

そうすると、特定OH基の割合を低下させれば波長 160 nm の真空紫外光の透過率が大きくなる関係が理解されるにしても、本件明細書の記載上放出される光の波長について何ら特定されない本件発明において、波長 160 nm の真空紫外光の透過率が大きくなることによって、格別の技術的意義が生じるものと認めることはできない。

⇒波長限定すれば OK

[理由 2]

そうすると、誘電体バリア放電ランプの寿命が約 1000 時間とされる（甲 8、29 頁右欄「3.3 寿命」の欄）ところ、使用当初の特定OH基の割合が 0.36 以上か否かにかかわらず、数 10 時間程度の照射で 0.36 以下という本件発明 1 の要件を満たすことになるので、本件発明を特定するに当たり、特定OH基の割合を 0.36 以下と規定したことは、使用につれて変化する特定OH基の割合について、単に、使用中のある時点（寿命と対比して、使用開始から相当短い時点）の数値を特定したにすぎないことになり、真空紫外光の石英ガラス自身による吸収を良好に抑えるとともに紫外線照射によるダメージを軽減することができるといった、本件明細書記載の格別の技術的意義を生ずるような特定とはいえず、単なる設計的事項以上のものということとはできない。

⇒波長限定しても NG